一般会計

	「管の担当までお願い 		 令和 6 年度予算			T	T	()	単位:円) 終期又は
所 管	支出名称	支出先	(予算現計)	令和6年度支出金額	令和5年度支出金額	交付目的	事業の概要	開始年度	次回検証年 度
教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	全国中学校スポーツ大会選手派遣補助金	全国中学校スポーツ 大会に参加する本市 立中学校生徒の保護 者	5, 186, 000	1, 725, 260	2, 055, 850	の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立 中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実	されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様 の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生 に対する交通費および宿泊費の補助	H12	R7
教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和センター運営費補助金	(公財)大阪国際平和 センター	66, 182, 000	60, 706, 094	66, 626, 124	大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施する。	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団	НЗ	R7
教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	新型コロナウイルス 感染症に係るキッズ プラザ大阪運営費補 助金	(一財)大阪教育文化 振興財団	0	0	22, 243, 309	キッズプラザ大阪運営基本協定書第31条で定める別表2リスク分担表に定めのない、感染症等の想定外の事象を原因とする入場者数の大幅な減少等により、キッズプラザ大阪の運営が著しく困難となり、又は困難となることが予測される場合において、キッズプラザ大阪の運営事業者に対して、当該事象による影響が継続する期間に限り、補助を行うことにより、キッズプラボナ阪の機能を維持しまって名くのスピセナカ	した部分を補助する。	R2	R5
教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	国指定文化財管理費補助金	国指定文化財所有者	579, 000	579, 000	579, 000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費総事業費の1/4を補助する	S55	R 8
教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	市指定文化財保存修理事業費補助金	市指定文化財所有者	4, 500, 000	1, 980, 000	1, 933, 000	条例の規定により指定された文化財の保存修理を行う 文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うことに より、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発 展に資することを目的とする		S55	R 8
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	市奨学費(奨学費補助金)	本市在住高校生および高専生	11, 087, 000	8, 788, 689	8, 727, 823	経済的理由のために高等学校等の修学が困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを 目的とする		S24	R6
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(学用品費等補助)	要保護・準要保護家 庭の児童生徒の保護 者	958, 742, 400	904, 826, 350	916, 737, 953	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、 経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し て、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の 円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備金(1年生のみ)の支給を行う(修学旅行費以外は準要保護者のみ)	S34	R6
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(給食費補助)	準要保護家庭の児童 生徒の保護者	1, 517, 681, 688	1, 411, 625, 757	1, 377, 012, 211	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、 経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し て、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の 円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校給食費の支給を行う・小学校は実費相当額、中学校は令和元年7月まで実費相当額の1/2、令和元年8月以降は実費相当額	S34	R6
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(中学校夜間学級学 用品費等補助)	本市在住中学校夜間学級生徒、またはその保護者	1, 298, 830	877, 465		的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を 軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする	就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒またはその保護者に対して、学用品費等、校外活動費 (泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給を行う	S45	R6
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(小・中学校特別支 援学級学用品費等補 助)	大阪市立小・中学校 の特別支援学級に就 学する児童生徒の保 護者及び学校教育法 施行令第22条の3に規 定する障がいの程度 に該当する児童生徒 の保護者	119, 128, 000	103, 998, 049	100, 613, 706	る児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3	小学校または中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分により経済的負担能力に応じて、学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1年生のな)、 充海学習な通費、職場実習な通費(中学校	S46	R6
	所属計		2, 684, 384, 918	2, 495, 106, 664	2, 497, 617, 647				